

会 議 録（公開部分）

会 議 名	平成29年度第4回野田市情報公開・個人情報保護審査会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	1 諮問事項 個人情報保護制度の運用の見直しについて（公開） ・個人情報保護法等の改正への対応について ・法改正への対応以外の条例改正の検討について 2 諮問事項 行政文書部分開示決定に対する審査請求について（7件）（非公開）
日 時	平成29年6月27日（火）午前9時から午前11時58分まで
場 所	市役所低層棟4階 職員控室
出席委員氏名	須賀 昭徳、秦野 幹夫、遠藤 昭、高橋 澄江、松本 純子
事務局等	実施機関 今村 繁（副市長）、佐賀 忠（総務部長）、富山 芳則（総務課長）、大月 聡（総務課主幹兼課長補佐）、日下部安孝（総務課庶務係主査）、高谷 亮介（総務課文書法規係主任主事） 事務局 佐賀 忠（総務部長）、富山 芳則（総務課長）、大月 聡（総務課主幹兼課長補佐）、日下部 安孝（総務課庶務係主査）
傍 聴 者	3名
議 事	
<p>平成29年度第4回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果（概要）は、次のとおりである。</p> <p>1 諮問事項 個人情報保護制度の運用の見直しについて（公開） ・個人情報保護法等の改正への対応について 事務局から「1 個人情報の定義の明確化（個人識別符号）」について概要の説明を受けた。</p> <p>須賀会長 死者に関することも、条例化しないということか。</p> <p>富山課長 そのとおりです。</p> <p>遠藤委員 結論は賛成だが、2点ほど聞かせてほしい。総務省からの通知の死者に関する情報の所で、各地方公共団体において、地域の特性に応じて適切に判断する必要があるという項目の記載があるが、それはどのように理解すればいいのかわかるか。死者に関する情報で保護するかどうかを地域の特性で、というのはどのようなことなのか、理解しづらい。どんな地域の特性が想定されるのか、どのように理解されているか1点。同じく死者に関する情報で、例を教えてくださいののだが、相続財産等に関する情報に遺族（相続人の氏名の記載があるなど）</p>	

というのは何を想定しているのか、分かったら教えてほしい。

富山課長 最初の総務省通知の関係、死者に関する情報の中で地域の特性ということでございますが、こちらについては我々も測りかねるところです。もう1点につきましては、行政文書でも亡くなった方の情報と生存される相続人の情報が混在するような文書が、具体的に何かと言われると難しいところはありませんが、存在しますので、そういった情報は死者の情報であっても生存する個人の情報でもあるということで、保護の対象にするということで取り扱っているものがあるという状況です。

遠藤委員 2番目の方で、具体例が想定しにくいいため、何を想定しているのか聞いていますので、今の答えでは具体例ではないのだが。

須賀会長 例えば市の方である土地を買収しようと思ったが、その方は亡くなっている、現在相続人がいる、そういうケースか。

遠藤委員 それでは登記簿や固定資産台帳では、亡くなった人の情報しか載っていない。このケースでは遺族と生存する個人の情報はなくことになる。

今村副市長 2番目のものですが、固定資産税の課税上ですが、亡くなって相続登記がなされない場合には、相続人代表届を出してもらいまして、相続人代表の名義で課税をすることになります。相続人と被相続人の名前も財産の所に出てまいります。それがここにいう「相続財産等に関する情報の中に遺族（相続人）の氏名の記載がある」というものに含まれると思います。あと1点目の「地域の特性の応じて適切に判断する」というのは、国はいろいろな所でこの言葉を使っています、個人的には単純に国が逃げているだけだと思います。大体はその前に「法の趣旨を踏まえながら」と言っていますので、結局は法のとおりにした方がいいですよ、ということをや遠まわしに言っているのだと理解しています。死者に関する情報で、特別に地域の特性ということについて、例外となるような、地域による違いがあるとは考えておりません。

遠藤委員 少なくとも野田市では、地域の特性はないという判断か。

今村副市長 はい。

須賀会長 地域の特性については、問題にする必要はないということか。

今村副市長 事務局としては、そう考えています。

遠藤委員 先ほど2番の例で副市長が言ったのは、元々の被相続人については死者の情報だが、納税代表者になる人については元々個人情報ではないか。だから、余りこのように分ける意味はないのではないか。

今村副市長 相続人の方を本人とする情報で、相続人の保護すべき情報として死者の情報を扱うというような趣旨であると理解しています。

遠藤委員 固定資産の課税台帳は、公開は予定されていないはずだが。証明書も特定の理由がなければもらえないはず。あまりそれで議論する意味があるとも思えない。

日下部主査 市が具体的に取り扱った例としては、個人情報保護条例に基づく本人開示請求があります。亡くなった方の救急の情報に関しまして、個人情報保護条例上、本人開示請求権などを定めて本人の権利利益を保護するという規定の中で、たとえ自分から見て親であっても個人情報保護条例の本人開示請求からすると第三者という取扱いとなり、基本的には不開示情報に該当します。このような状況で、自分の情報の請求権を亡くなった方が行使することができない中で、相続人の相続財産、例えば損害賠償請求権といったもののために救急情報などが必要だという場合に、相続人の方の本人開示請求を受けて、開示したという事例がございます。このような場合が、相続財産に関するものを生存されている方の本人の情報ということで亡くなった方の情報でも本人開示請求の対象にする、本人の情報にするという例であると考えています。

遠藤委員 「相続財産等に関する情報の中に、遺族（相続人）の氏名の記載がある」との記述があるが、救急情報ならばAという人が亡くなったのであればAの情報しか載っていない。それも、Aさんしか請求できないのか、Aさんの遺族が開示請求できるのか。私はしていいと思うが、元の情報に遺族の記載はないから、この記述に当たらない。この例外のような部分を書く意味はあまりないのではないかと、想定しにくいのではないかとというのが私の意見だ。

今村副市長 国のものをそのまま使ったので、具体的なところまでは検討しておりませんでした。

須賀会長 野田市では具体例が挙げられないということか。

日下部主査 具体例は先ほどの事例となりますが、それだと表現がこれでは不適切となります。国の表現をそのまま記載してしまいました。

須賀会長 ほかに何か質問はあるか。改正案は4ページのとおりでよろしいか。（意見無し）

須賀会長 それでは、個人情報の定義の明確化については、原案のとおり承認してよろしいか。

（異議無し）

事務局から「2 要配慮個人情報の取扱いに関する規定の新設」について概要の説明を受けた。

須賀会長 要配慮個人情報について収集は認めないが、例外はあるということでもよろしいか。

富山課長 はい。

遠藤委員 1点は、今までセンシティブ情報という言葉を使っていたと思うが、今まで使っていたセンシティブ情報と要配慮個人情報は、ほぼ同一と考えてよろしいか。これからは、要配慮個人情報という言葉に、統一されるということでもよろしいか。

日下部主査 センシティブ情報と要配慮個人情報が同一の定義ということを出て

おりませんが、基本的にはセンシティブ情報として地方で扱っていたものを国でしっかり要配慮しようということで、国では要配慮個人情報とするということです。

遠藤委員 100%同じでなくてもほとんど一緒ということか。

日下部主査 そう理解しています。

遠藤委員 もう1点、呼び方が分からないのだが、市では個人情報事務開始届出書と言ったが、台帳のようなものは持っていないのか。

富山課長 事務のタイトルや記載項目を一覧としたファイルはございます。

遠藤委員 それは何と呼んでいるのか。

富山課長 個人情報事務開始届出書の目録といった形です。

遠藤委員 それと個人情報ファイル簿等というのは、実質同じなのか。

富山課長 相当するという考え方になります。

遠藤委員 現状では新たに個人情報ファイル簿等というものを、先ほどのものに代えるというような考えはあるのか。

富山課長 匿名加工情報の中で御審議いただければということでもあります。

須賀会長 ほかに何かあるか。原案のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

事務局から「3 匿名加工情報(行政機関等が作成するものは非識別加工情報)制度の導入」について概要の説明を受けた。

遠藤委員 非識別加工情報の例だが、9ページの冒頭に国民健康保険の給付データとあるが、ほかに想定しているものはあるか。

富山課長 国の方で最も利活用を期待されている分野は、医療や福祉のサービスの提供に関するデータでございます。例えば受診のデータによって、生活習慣病が多いのがどの年齢の区分であるのかという情報を基にしまして、生活習慣に対する指導等、サービスの提供に生かしていくことを一例として挙げられると思います。

遠藤委員 研究機関が研究に使うとか、事業者が事業に使うとか、そういうことの利活用と考えているということか。

富山課長 そのとおりです。新たな事業の創出が大きな目的となっています。それがどのような事業になるのかということは難しいところですが。

秦野委員 最後の所、「個人情報取扱事務開始届出書の見直しに当たっては」「導入を視野に入れて検討を行う」と書いてあるが、これはそれを前提としてということでもいいのか。

富山課長 個人情報ファイル簿というのが国の方で定まった、市で言う個人情報取扱事務開始届出書ですが、若干違いがございますので、現行の方を課題の検討を含めた中で届出書を変えていくのか、それとも個人情報ファイル簿のような形のものに移していくのか、といった議論があると思いますので、そういっ

たことを含めて検討していきたいと思っています。

今村副市長 今回届出書の様式とかも出す予定だったのですが、なかなかそこまで行き着きませんでした。私も個人情報ファイル簿を見たことがないので、この「視野に入れて」というのがどういう意味か把握していません。通常「視野に入れて」というと、当然それに取り組むということになると思うのですが、検索できるようなものをファイル簿と言っているのでしょうか。

日下部主査 個人情報ファイルの対象となるものは「検索できる」という要件があります。ファイル簿自体は国が公表しています。

今村副市長 視野に入れるというのは、将来的に非識別加工情報を市が行うときのことも考えて、これから考えます、という程度のものにして、具体的な様式も決まってませんので、これから考えますという程度の意味で御理解いただきたいと思います。

須賀会長 総務省でもそういったデータがあるとか、作成されているとか、そういうことではないということか。

今村副市長 国にはあるのですが、それがどういうもので、市の届出書とどこがどう違うのかといった分析はまだできていません。

遠藤委員 10ページの上部「個人情報取扱事務登録簿を作成している団体について」というところで、「個人情報取扱事務登録簿に代えて、個人情報ファイル簿のみを作成・公表することとするとも考えられる」、一方、個人情報取扱事務登録簿を現存させて「個人情報ファイル簿は非識別加工情報の対象となるものに限定して作成・公表することとも考えられる」と二つ書いてあるが、今検討しているのはどちらの方向になりそうか。

富山課長 届出書自体をどのようにするのかを今検討している状況ですので、どちらの方向性になるのか、現時点では申し上げる段階にありません。

須賀会長 それでは、匿名加工情報制度は当面導入しないということによろしいか。

富山課長 まだ運用実績もございませんし、まずは県や政令指定都市の運用実績を確認した上で、新制度に対応していこうと考えております。

遠藤委員 千葉県や千葉市でこういった検討をしているかという情報は入っているか。

日下部主査 千葉市には確認しておりませんが、千葉県については検討中ということにして、近隣市も検討中というところで、どうするかということについては分からないということです。この検討中とは、まだ何も考えていない、と言う意味での検討中です。

須賀会長 それでは、匿名加工情報制度は当面導入しないということによろしいか。

(異議無し)

・法改正への対応以外の条例改正の検討について

事務局から「1 「公益上特に必要があると認めるとき」の適用について」について概要の説明を受けた。

秦野委員 最初の「外部提供について」の部分で、「公益上特に必要」という以外に相当理由とはどういったものが考えられるか。

富山課長 相当の理由と言ったものがどういったものか、実際に規定している団体にお邪魔させていただいて、具体的な事例を確認したいと思っております。

秦野委員 公益上特にというのは、「特に」を重視しているわけだが。

富山課長 あくまで規定の中での話でありますので、実際の運用や実態を確認しないと、他団体が規定しているものがいかなるものか、判断が付きにくいところであります。

遠藤委員 「「公益上特に必要があると認めるとき」の適用について」の、市なり事務局の問題意識を確認したい。2ページでは「個人情報の保護の観点からは「特に」という規定は必要である」、だから残した方がよい、と書いてあるが、それを踏まえた上で、さらに他団体では「特に」と書いてないとか、相当な理由があればいいとか、そういうことを調査するのは、どんな問題意識からか。

富山課長 「特に」と規定されている団体については少なく、近隣では本市と松戸市くらいでした。規定上の話と実態、先ほど申し上げましたが、こちらを見た中で、慎重にやるというのは当然のことですが、他団体の規定ぶりや運用の実態を含めまして、どうあるべきなのかという点から考え直したいと思っております。

今村副市長 今回私の所に話を持ってきたときには、「公益上特に必要があると認めるとき」というのが各項目に出てきますが、外部提供と内部利用では、特に公益性の必要の意味が違うだろうというのが総務課の考え方で、軽重があるだろうという意味です。一番厳しいのが外部提供であり、それをほかと同じ言葉で言っているのを整理しなくてはならないというのが総務課の問題意識であります。私の所で私がいろいろと質問をしたところ、言い回し自体がだいぶ違うのではないかとということがありまして、公益上の必要その他相当の理由というのは、例えばどういう理由が考えられるのかといったとき、なかなか思い浮かばないといったことがあります。抜本的見直しをしようと言っていますので、ゼロベースで最初から、どうあるべきかというところから見直さなくてはならないのではないかとということで、制定当時に返って基本的に考え方を整理しなさいと指示しております。ですので、時間的な関係から今回は調査をする予定であるというところで終わっています。問題意識としては、今まで「公益上特に必要がある」という言葉は、ごく一般的にある言葉なのかと思っていたところですが、ほとんどの所ではそういった言葉はないということもありますので、

一度原点に返って調べなおして、ただ、「特に必要」であるということは、他市の「公益上必要」だけではどの程度なのかということが推し量りにくいことに比べると分かりやすいので、基本的には特に必要だという言葉は、残したいと考えていますが、他団体がどういう意図で規定しているのか、確認する必要がある、というところを思っております。

須賀会長 「公益上必要」というのは全体の利益上必要だとなるわけで、これをどうとらえるかという問題があると思う。その中でまた「特に」の問題がある。

今村副市長 おそらく、他団体では個人情報保護や情報公開の所で、市民も余り活用していない部分があるので、担当課自体がその運用や解釈についての事例について、余りない可能性が十分にあると思います。それでも電話等で照会するとどうしても意図は伝わらないので、直接伺って自分の所の問題点をお話しして時間を掛け説明し、それぞれの市の考え方とか基本的な部分を整理して、野田市の考え方を再構築することを予定しております。

あとは、内部利用の場合にはどの程度の制限が必要なのか、収集の場合にはなども整理する必要があると思います。

須賀会長 ほかに意見はあるか。特に意見がなければ継続審議ということによるしいか。

(異議無し)

事務局から「2 指定管理者の保有する個人情報の本人開示請求について」について概要の説明を受けた。

須賀会長 何か意見はあるか。原案のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

事務局から「3 委託事業者又は指定管理者から再委託を受けた事業者の事務従事者及び派遣労働者への罰則について」について概要の説明を受けた。

須賀会長 派遣労働者の意味合いはどういったものになるか。従業員ということか。

富山課長 派遣法適用に基づく派遣労働者となります。

須賀会長 ほかに意見はあるか。原案のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

事務局から「4 外部提供をする場合の本人通知について」について概要の説明を受けた。

富山課長 見出しですが、「外部提供をした」と過去形になっていますが、「外部提供をする」と訂正いたします。

遠藤委員 市なり事務局の問題意識が分からない。この問題の立て方からすると、同意の推定があれば、そのことをもって公益上特に必要があると認められるという論理で考えるのか。そうではないとなると、公益上特に必要があると考えられるような事案があったとすれば、論理的には同意が必要ないということに

なる。運用でやった方がいいかという問題についてはまた別の問題であるが、論理としては同意は必要ないはず。そこをどのように考えるのかお聞きしたい。

今村副市長 野田警察のときの審議の過程で、外部提供に当たって公益性は認められずと、ただ、反対される者が想定される以上、個人情報保護との比較考量の中で「特に」とまでは認められないというような御判断を頂いております。そのときに、公益性は認められて、なおかつ反対者の方の個人情報の保護の配慮がなされていれば「特に公益性」が認められる場合があるのではないかと、もちろん公益性のところの判断で、事業そのものが公益性に認められるかどうかは第一義的に判断していただいて、その上で反対者がいる場合には、それに値する配慮があれば「特に公益性」のハードルになるのかと考えています。でなければ、「特に公益性」が認められると、同意が全く必要ないというのが、個人情報保護との比較考量が必要だとすれば、要素として入ってくることになり、その場合に本人の同意を全て取ればいいのですが、現時点では事務的にも費用的にも困難ですので、「特に公益上」ということで同意の推定ということをやらなければ、実際の事務事業は、外部提供はできないだろうということ、推定という形も、公益上の必要という第一義的なハードルを越え、加えて個人情報保護ということも必要であり、その二つが相まって「特に公益性」というような論理ではないかと、前回の審議会の判断から事務局としては考えさせていただいたということです。

遠藤委員 13ページの下部に「対象者が100人未満の場合は、本人通知」「100人以上の場合は、市報等による周知」とあるが、100という数字で区切った理由は何か。

今村副市長 市報やインターネットでは見ないと分からないということもありますので、少数の場合には直接お送りして、本人の意思を確認する方が良いでしょうということがありまして、費用等の関係から見ると100人程度までについては直接本人に事前に通知して、意思を確認する方法がいいのではないかと、100という区切りにさせていただきます。

遠藤委員 100人以上の場合特に当てはまると思うが、30日間以上の期間を設けるとあるが、その期間外に改めて気付いて反対を申し出る人がいたら、提供先にその人を除外するよう改めて通知することはお考えか。

今村副市長 それは考えています。その期間を過ぎて、提供されては困るということであれば、提供している情報の利用の禁止という処置は採らせていただきます。

秦野委員 特に対象者が高齢者であり、100人以上の場合は市報やホームページとおっしゃっているが、これはほとんど効果がないと思う。市報でもよほど整頓していないと分からないし、ましてやホームページは高齢者では難しいのではないかと。やはり数が多くても、直接やるしか方法はないと思うが、その辺

どのようにお考えか。

今村副市長 第一義的には、公益性の必要性について判断していただき、その公益上の必要性が認められ、必要な事務事業であるということであれば、数が多ければ市報やホームページに掲載してある程度知らない人がいたとしてもやむを得ない、それは事務事業との必要性との判断の中で御審議いただきたい。現実的にはやるなという話になってしまうので。その辺も含めて比較衡量されて御判断いただきたい。これで100が110だから送れという議論は当然市の中ではあると思います。

須賀会長 遠藤委員がおっしゃったように、特に公益上となれば同意がいらないということになる。この審議会で「特に公益上」を認めるということであれば、これは同意書の発送はしないということか。

今村副市長 特に同意は必要とはしていませんが、反対者がいたときの配慮ということで事前に通知をして、拒否される方については除くといった保護の配慮です。そこまでする必要がないほど特に公益性が認められる事業であればということもあります。基本的には反対している人が想定される場合には事前に通知してその方を除くという考え方です。緊急性については、第4号で「個人の生命、身体又は財産の安全を守るため」とあるので、「特に公益上必要があるとき」に緊急といった例外はないと考えています。

高橋委員 反対者への情報ということで市報に載せると思うが、高齢者、特に1人暮らしの方は自治会を抜けている人が多い中で、そこまで届くかという心配がある。また、ホームページも難しいように感じる。

今村副市長 先ほど申したとおり、全員に周知するのは直接やらない限りは不可能だと思います。事業が強い公益性が認められるため同意が必要ないから、反対者のどなたかが知らなくてもそれをやる必要があるかどうかを第一義的に、事業として判断していただきたいと思っています。全員に周知するとなると、全員に郵送する方法しかありませんので。

秦野委員 単なる形式主義に終わらないようお願いしたい。

今村副市長 もちろん事前に事業そのものの意義について御審議いただきますので、その中で本人通知の方法についても議論いただいて、先ほど言ったように高齢者ですと見られない可能性もだいぶありますので、そのことも配慮してやるべきかやらないべきか考えていただきたいということになります。

須賀会長 ほかに何かあるか。

今村副市長 このような方針を認めていただければ、14ページ最下部の本人通知だとか周知のことも条例等で位置付けてまいりたいと思います。細かい所は手引ということで、遠藤委員の話であったとおり期間過ぎてからの申出への対応とかも入れ込んでいきたいです。

須賀会長 該当性が認められるということによろしいか。

遠藤委員 今日保留します。

今村副市長 保留の場合は、どの辺りのことを明確にしてほしいか御教授いただきたい。

松本委員 確認したいのだが、「同意の推定による公益上特に必要があるときの該当」の項について、「条例の改正の検討」で「本人通知や市報等による周知をすることを条例に規定したいと考えている」という部分までの我々の意見を聞きたいのか。

今村副市長 そのとおりです。

松本委員 「周知をすることを条例に規定したい」というのが、事務局の意向か。

今村副市長 そうなのですが、そもそも最初に言った同意の推定について、公益上必要があると認める場合に、個人情報保護していれば、特に公益性が認められると。具体的なものは警察以外に思いつきませんが、あった場合にはそういうような形でという前提があって、同意の推定について具体的な方法として、同意の推定についてはこのようにやりますという御提案を差しあげております。

須賀会長 特に公益性があると認めた場合にも、本人が拒否する可能性もあるから、その手続を条例に定めるということか。

今村副市長 拒否する方を保護しなければ、同意もなくやるまでの事業であるかないかという判断で、保護すれば良いという場合に、このような同意の推定の方法があるということです。

須賀会長 同意さえあればできるということか。

今村副市長 そういった事業であるか判断していただくという意味です。なかなかそういった例は出てこないと思いますが、あった場合という想定の話です。

須賀会長 市報等で周知をする場合、読まない人もいるだろうが、ノーと言われない限りは同意の推定があるということで事業を実行したいということになるのか。

今村副市長 同意の推定についても、誰を対象にするかで、例えば高齢者では自分が該当するか分からない方もいらっしゃるでしょうから、そういったところのリスクも踏まえて、事業をやるべきかやらないべきかを個別に判断していただくということなんです。

須賀会長 それは審議会で判断するのか。

今村副市長 そのとおりです。結果的に拒否される方の意思を確認できない確率が高いのにやる必要もないだろうというような判断もあり得ると思います。

遠藤委員 本人通知や周知等の取扱いは、審査会の結論が出た後のことを想定しているのか、それとも出る前か。

今村副市長 出た後です。

遠藤委員 そうすると、審査会の意見の中では多くの人が賛成しているだとか、100人未満に本人通知したがほとんど反対はなかったといった議論は関係な

いということか。

今村副市長 そのとおりです。

遠藤委員 そうすると、同意を求める必要性はないということか。

今村副市長 同意を求めるというよりは、拒否する人にその機会を与えるという
意味です。

須賀会長 ここで決定をして、なおかつ反対の人は提供しない、ということか。

今村副市長 はい。

須賀会長 該当性が認められるということによろしいか。何か意見はあるか。

松本委員 もう少し考えさせていただきたい。

須賀会長 では結論は次回へ持ち越しで良いか。

(異議無し)

須賀会長 それでは、継続審議とする。

今村副市長 整理したものを次回の資料として出したいと思います。

事務局から「5 個人情報保護委員について」について概要の説明を受けた。

遠藤委員 個人情報保護委員は選任されていたのか。どういう方を選んでいたの
か。

富山課長 個人情報保護条例が制定された平成13年当初から委嘱しておりました。
平成29年度につきましては、委嘱はしてございません。委嘱をしてきた
方については、市民相談をされている弁護士を委嘱しております。

遠藤委員 市民相談をしている弁護士は4人いるが、そのうち1人か。

富山課長 当初は2人を委嘱していましたが、現在は1人となります。

遠藤委員 今年は委嘱していない理由は。

富山課長 個人情報の見直しが抜本的に行われる中で、個人情報委員の制度につ
いても検討していきたいということがございますので、委嘱してございませ
ん
でした。

須賀会長 実績は0だったのか。

富山課長 はい。

須賀会長 今の説明だと、廃止してもほかの所で対応できるため問題ないとい
う
ことか。

富山課長 はい、そのとおりです。

須賀会長 ほかに意見はあるか。原案のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

須賀会長 以上をもって、公開部分の審議は終了とする。

以上